

# 滋賀県障害者スポーツ協会 強化指定クラブ補助基準

## 1. 目的

この基準は、滋賀県で開催する 2025 全国障害者スポーツ大会に向けて選手層の拡大および競技力向上を図るとともに、新たに発掘した選手の育成を担う、競技クラブを「強化指定クラブ」とし、経費の一部を補助することを目的とする。

## 2. 実施主体

滋賀県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)

## 3. 事業の内容

競技クラブの選手発掘・育成・競技力向上にかかる経費を補助する。

## 4. 対象クラブ

対象となる競技クラブは、全国障害者スポーツ大会正式競技に取り組み中央競技団体に選手登録しているか、県外大会遠征や練習試合等の活動を積極的に行っているクラブで(1)から(4)の全ての条件を満たしているものとする。

- (1) 県内全域を対象としたクラブであること。
- (2) 協会に登録する競技クラブまたは団体競技強化費対象の競技クラブチームであること。
- (3) 月1回以上の活動を行っているクラブであること。
- (4) 協会が行う選手発掘・育成事業に協力し、新たに発掘された選手の受け入れを積極的に行うクラブであること。

## 5. 経費の補助

該当年度の4月から12月末日までの間に新規加入した選手を「新規部員」とし、新規部員数に応じて補助を行う。なお、部員1人あたりの補助額は、20,000 円を上限として、予算の範囲内で調整する。

また、対象経費は次のとおりとし、決算報告で実績確認が出来ない(領収書の写し等の提出が無い)経費は、対象経費から除外する。

- 報償費(指導者・協力者への謝礼等)
- 旅 費(鉄道賃、路線バス代等)
- 需用費(大会・練習用消耗品代) ※食糧品(飲料・弁当等)は対象としない。
- 役務費(傷害保険料等)
- 使用料(会場使用料、通行料等)
- 負担金(団体登録料等)

## 6. 交付申請および実績報告

この事業による助成を受けようとするクラブは、「強化指定クラブ補助金交付申請書」(強化指定様式第 1 号)、および「新規部員名簿」(強化指定様式第2号)を作成し、提出するものとする。

また、協会登録クラブ活動補助と同様の(2)添付書類についても、提出期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 1月15日
- (2) 添付書類 「クラブ員名簿」(別記様式第2号別紙)、「事業実績報告書」(別記様式第6号)、「収支決算書」(別記様式第7号①)  
※実績報告および収支決算は12月末日までのものでよい。

## 7. 交付条件

補助金の交付に対する条件は次のとおりとする。

- (1) 12月末日現在の新規部員名簿を1月15日までに提出すること。(新規部員加入がないクラブには、補助金の交付は行わない。)
- (2) 補助金を目的以外に使用したときは、補助を取り消し、その全部もしくは一部の返還を命ずることがある。

## 8. 補助金の交付

この補助金の交付は精算払いとする。

## 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。